

千葉県告示第800号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和元年9月30日

千葉市長 熊谷俊人

開設者の名称	開設者の住所	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社グッドライフ	千葉県花見川区武石町2-906-27	レッツ倶楽部千葉中央	千葉県中央区都町2-13-1	令和元年9月30日

開設者の名称	開設者の住所	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
医療法人社団寄命会	千葉県緑区おゆみ野南2-11-1	訪問介護楽隠居	千葉県緑区おゆみ野南2-12-2	訪問介護相当サービス、生活援助型訪問サービスについて、令和元年8月20日付廃止

開設者の名称	開設者の住所	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社タカダ薬局	千葉県中央区栄町36-10YS千葉中央ビル5階	タカダ薬局あおば店	千葉県中央区矢作町828-5	令和元年9月30日